

愛知県環境影響評価審査会西知多道路部会会議録

- 1 日時 平成25年8月30日（金）午後2時から午後3時30分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 知多都市計画道路1・3・6号西知多道路環境影響評価準備書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員8名、説明のために出席した職員13名、都市計画決定権者5名
- 5 傍聴人 2名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 知多都市計画道路1・3・6号西知多道路環境影響評価準備書について
 - ・ 議事録の署名について、廣阜部会長が増田委員と吉久委員を指名した。
 - ・ 資料1の一部に希少な植物の位置情報が含まれていることから、廣阜部会長が委員に諮り、当該部分の説明等に限り、会議を非公開とすることとした。
 - ・ 資料1（番号1から4まで）について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【吉久委員】番号2について、遮音壁を設置した後のフォトモンタージュを示されたという要望であったが、示すことができないということか。
- 【都市計画決定権者】準備書で遮音壁の高さを示しているが、現時点でフォトモンタージュを示すことは差し控えたいと考えている。
- 【吉久委員】番号2に「環境保全措置として必要な最大の高さが準備書に示されています」とあるが、騒音を環境基準値以下にするために必要となる最小の高さを示すべきではないか。「最大の高さ」とは、どういう意味か。
- 【都市計画決定権者】最大値と予測された地点において、遮音壁を設置することで環境基準値以下となるように高さを設定した。
- 【吉久委員】騒音レベルが高い地点には、相当する高い遮音壁が必要となるが、この記述ではわからないと思う。環境基準値以下にするために、最小限必要な高さを準備書に記載すべきであり、この番号2では「最小の高さ」と記述するべきであると思う。記述の修正を検討してほしい。
- また、資料1-1で示された3つの写真について、この区間は遮音壁を必要としない区間か。前回の部会で吉村委員から遮音壁を設置した区間の写真を見たいとの発言があったが、私もそう思っている。

【都市計画決定権者】番号2の記述について、「必要な最大の高さ」と記述したが、「必要な高さ」と修正させていただきたい。

資料1-1は、景観という視点ではなく、地域住民の方が目に触れることとなる地点を選定し、フォトモンタージュを作成したものである。その際、この区間が遮音壁を設置する必要がない区間であったため、その結果を踏まえて作成した。

現時点で、高さ、色合いも含めて、遮音壁をフォトモンタージュでお示しすることは差し控えたい。

【柳澤委員】これらのフォトモンタージュは、橋梁の位置に係る手前部分が示されているだけである。3枚目の常滑市金沢の図であれば、距離を考慮すると、道路の奥行きが感じられる図になるはずである。また、道路の部分を黒色で示せとは言わないが、橋梁の側面については、写真で示されているような明るい色ではない。一般の人に示すには、もう少し色を塗って、道路の幅も認識できる図にしてほしい。

【都市計画決定権者】道路幅については、資料1-1の常滑市金沢の写真において、赤線の中に黒線が記載されており、橋梁の奥行きも考慮した図となっている。今回示したフォトモンタージュでは、色合いは他事例を踏まえて示している。

【柳澤委員】このフォトモンタージュは納得できる色彩感覚ではないし、橋梁の奥行きが感じられるような図にしてほしい。

【都市計画決定権者】事業実施の段階で配慮していきたい。

【長谷川委員】「在来種による緑化」と記載されてはいるが、例えば、ヨモギとかススキだけが植えられることになりかねない。本事業は、この地域の生態系ネットワーク形成のための重要な拠点地となる場所に道路が建設されるので、生態系ネットワークの形成を担うような植栽にされたい。現在、野草が少なくなってきたおり、この事業で野草が植えられることにより、その種子を近くの公園等に提供できるようなストックヤードとなる植栽とされたい。さらに、生態系の質を高めるように多様な植生にされたい。

【事務局】生物多様性の配慮や多様な植生という考えは、これまでの部会でも長谷川委員から指摘いただいていることから、資料3の部会報告の案に反映させている。資料3の説明時に意見をいただきたいと考える。

【吉久委員】番号2について、遮音壁は5mと高いため、沿道の住民にとって圧迫感があると思われるため、評価書に記載することも考えてほしい。

【事務局】景観については、方法書の段階で、主要な眺望点から景観資源が視認できるかどうかを、フォトモンタージュにより予測するという考え方を示している。このため、近景等についての写真は準備書には掲載されていない。

後ほど資料3の部会報告の案を説明するが、その中で、「わかりやすい図書となるよう努めること」を求めており、この中に含まれるということかどうか。

【吉久委員】方法書の段階では、遮音壁が設置される場所はわからない。方法書段階では、そこまで考えて、チェックしなければならないということか。

【事務局】制度の基本的な考えとして説明させていただいた。

住民の感覚としては、景観についてわかりやすく示してほしいという意見で

ある。一方、都市計画決定権者としては、遮音壁については、ある場所の高さは決まっているものの、その他の場所では事業実施段階で、事業者が地元と調整しながら設計していくという考えである。事務局としては、わかりやすい図書となるよう都市計画決定権者と調整したいと考えている。

- ・ 傍聴人の退出後、会議を再開し、資料1（番号5）及び資料1－2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【増田委員】遮音壁が5mであるとかかなり天空率が下がってしまうが、1.5mの遮音壁であれば、なんとか生育していけるのではないかと思われる。現況においても、シバナが生育していくには厳しい場所である。遮音壁を透明なものにすることも検討していただきたい。

【都市計画決定権者】事業実施段階で、意見を踏まえて検討していく。

【吉久委員】資料1－2の3ページにおいて、「遮音壁なし」と記載された写真は、擁壁1mを考慮したものか。また、「遮音壁1.5m」と記載された写真は、1mの擁壁に1.5mの遮音壁を加えた高さを考慮したものか。

【都市計画決定権者】「遮音壁なし」とされた写真は、道路構造として必要となる擁壁の高さを考慮したものである。また、「遮音壁1.5m」とされた写真は、擁壁部分も含めて1.5mの高さである。

【田代委員】橋梁構造等により構造物の上を通過するなど道路面の高さは場所によって異なるが、1.5mの遮音壁というのは、道路面からの高さのことか。この場合、道路面が高くなれば、地盤面からの遮音壁の高さはより高くなるということか。

【都市計画決定権者】道路面からの高さであり、天空率を示した写真はその高さを考慮したものとなっている。

- ・ 傍聴人の入室後、会議を再開し、資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【長谷川委員】資料3の2ページの動物、植物、生態系について、3点意見がある。

1点目は、(6)で記述されている跨道橋について、現在の案ではコンクリート製のものになりかねない。動物が移動する部分だけでもよいので表面を土にして、動物が移動しやすいように、野草の道のようにしてほしい。タヌキやテンの移動経路のためだけでなく、生態系の質を高める跨道橋を設置していただきたい。それが生態系ネットワークの形成に配慮することにつながる。

2点目は、資料1－2のシバナの生育地の写真でも感じたことであるが、地元の方は、こういった場所に重要な植物が生育していることを認識しているだろうか。重要な植物が生育していることを知らずに工事が実施されないよう行政等の関係機関と連携を図ることを追加してほしい。

供用時の道路の維持管理について、一般的には、一時期に広範囲の草刈りを実施し、虫等の逃げ場がなくなるような方法で行っている。生き物の生息を考慮した維持管理をすること、という内容を追加してほしい。

【事務局】少し検討する時間をいただきたいが、野草の道のイメージを教えてください。

【長谷川委員】動物用のオーバーパスを設置すると思っていたが、既存の道路が分断されるのを補うために、人も通行するオーバーパスを設置することである。人が通行するのはやむを得ないが、動物が移動しやすいものにしていただきたい。

【松尾委員】資料3の1ページの大気質、騒音、振動の(1)について、低騒音型の工法や機械を用いることが前提になっているから、ここでは記述しないということか。

【事務局】準備書の3-19ページに、事業実施段階における配慮事項として、「工事計画の策定にあたっては、低公害型の建設機械や工法を積極的に導入する」と記載されており、導入されることを前提と考えている。騒音の予測では、建設機械がユニットとして設定されており、個々の建設機械の配置を設定されているわけではないため、建設機械の配置に配慮するよう求めたものである。

【吉久委員】資料3の2ページの5(5)では「キツネに係る影響についても予測・評価を行うこと。」とされており、予測結果等が評価書には記載されることになると思うが、2(1)のように「騒音の低減に努めること」とされた部分は評価書に反映されるのか。

【事務局】資料3の1ページの「はじめに」において、「以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書に記載する必要がある。」としており、評価書に記載されることになると考えている。また、評価書には、知事意見に対する都市計画決定権者の見解も記載されることとなる。

【吉久委員】資料3の1ページの2(1)で「稼動時間帯に配慮し、」とあるが、これに関しても評価書に記載されるということか。

【事務局】そのとおりである。評価書には、知事意見のすべての項目に対する都市計画決定権者の見解が記載される。このうち、予測・評価の結果や環境保全措置等を変更するとした場合は、準備書の記載内容が評価書において修正されることになる。例えば、資料3の2ページの5(5)のキツネに関する指摘に対しては、都市計画決定権者の見解を記載したうえで、生態系に係る予測・評価の結果についても記載されるべきと考える。指摘の内容によっては、都市計画決定権者の見解に記載することのみで対応することも考えられる。

【廣島部会長】先ほど意見のあった遮音壁の景観について、遮音壁のフォトモンタージュを評価書に示すような指摘をする必要はないか。

【事務局】景観の示し方については、資料3の3ページの10(1)で「わかりやすい図書となるよう努めること。」としており、今後、できる限りわかりやすく示すよう都市計画決定権者と調整したいと考えている。遮音壁の設置に関しては、周辺景観との調和に努めるよう都市計画決定権者に求めていくこととしている。

【廣島部会長】「わかりやすい図書となるよう」としてではなく、もう少し明確に求めてはどうか。

【事務局】部会報告（案）について、事務局で修正案を検討するので、少し時間をいただきたい。

- ・事務局が部会報告（案）の修正案を検討するため、約10分間の休憩とした後、会議を再開した。

【事務局】検討した修正案を説明させていただく。

資料3の2ページの5（1）について、「専門家の指導や助言を得ながら、適切に行うこと。」を「専門家の指導や助言を得ながら、関係機関と連携のもと適切に行うこと。」とする。

5（4）について、「多様な植生となるよう努めること。」の次に「また、生物多様性に配慮した維持管理に努めること。」を追加する。

5（6）について、「動物の移動経路を踏まえた位置に設置するなどこの地域の生態系ネットワークの形成に配慮すること。」を「動物の移動経路を踏まえた位置に設置するとともに、その構造の決定等についても、地域の生態系ネットワークの形成に配慮すること。」とする。

6について、「遮音壁の設置に当たっては、周辺景観との調和に努めること。」の次に「また、その影響について、できる限りわかりやすく示すこと。」とする。

【廣島部会長】ただいま事務局から説明のあったとおり修正したものを部会報告としてよろしいか。

（委員から意見等はなし）

- ・資料3について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で部会報告とすることで了承された。

イ その他

- ・事務局から、特にない旨の発言があった。

（3）閉会